

(公印省略)
砂第1022号の2
令和6年4月30日

一般社団法人 兵庫県宅地建物取引業協会会長 様
公益社団法人 全日本不動産協会兵庫県本部長 様
公益社団法人 兵庫県不動産鑑定士協会会長 様

兵庫県土木部砂防課長

土砂災害警戒区域等の指定の改正及び解除について（通知）

本県の砂防行政につきましては、平素から格別のご理解をいただき厚くお礼申し上げます。
下記1の地区について、下記2のとおり指定を改正及び解除しましたので、会員の皆様方への周知をお願いします。

記

1 改正及び解除地区

(1) 改正地区

西宮市 豊楽園Ⅰ、東山(1)Ⅰ、東山(2)Ⅰ、東山(3)Ⅰ、仁川(3)Ⅰ、愛宕山(2)Ⅰ、
苦楽園(2)(2)Ⅰ、甲東園Ⅰ

(2) 解除地区

西宮市 一ヶ谷Ⅰ

2 改正、解除区域数及び公示日等

(1) 改正

- ・土砂災害警戒区域 6箇所（急傾斜地の崩壊）
令和6年4月30日兵庫県告示第417号
- ・土砂災害特別警戒区域 2箇所（急傾斜地の崩壊）
令和6年4月30日兵庫県告示第422号

(2) 解除

土砂災害警戒区域 1箇所（急傾斜地の崩壊）
令和6年4月30日兵庫県告示第420号

3 公示の相談窓口（関係土木事務所）

阪神南県民センター西宮土木事務所管理第2課（電話：0798-39-6131）

砂防課管理班 杜川 電話 078-341-7711(代) 内線 4463
--